

別表（第2条関係）

補助事業名	介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業
補助事業の目的	介護福祉士受験資格を取得するための実務者研修の受講機会の少ない但馬、丹波、淡路地域において、実務者研修の実施者に対してその経費の一部を助成することにより、過疎地域での介護サービスの提供体制構築を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	但馬、丹波、淡路地域での実務者研修を実施する介護福祉士実務者養成施設又は福祉関係団体
補助事業の対象となる経費	但馬、丹波、淡路地域で介護福祉士資格取得のための実務者研修開催に要する経費 （謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料）
補助率	定額
補助金の額	補助基準額と、補助対象経費の実支出額又は総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 [補助基準額] 1研修あたり420千円 ただし、1事業所あたり、最大2講座までとする。
適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業 所要額調書 (別紙1) 2 研修実施計画書 (別紙2)
	(指定期日) 別に定める日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 事業毎に配分された補助対象経費相互間における少ない 方の額の20%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事 業の細部の変更を行う場合
	(添付書類) 第3条に準じる。
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第 9 条 第 1 項	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類) 1 介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業 精算額調書 (別紙3) 2 研修実施報告書 (別紙4)
	(指定期日) 事業完了の日から起算して30日を経過した日、 又は、翌年度4月10日のいずれか早い日。
第19条第1項	